

熊取町議会委員会会議録

議員全員協議会

令和 8 年 3 月 12 日開催

熊 取 町 議 会

目

次

〔議員全員協議会（3月12日）〕

令和8年度税制改正（案）について	2
企業誘致の推進に係る基本方針について	3
その他報告	8
1. 熊取町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について	8

議 員 全 員 協 議 会

月 日 令和8年3月12日（木曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員	1	番	文 野 慎 治	2	番	多和本 英 一
	3	番	長 田 健太郎	4	番	石 井 一 彰
	5	番	坂 上 昌 史	6	番	大 林 隆 昭
	7	番	坂 上 巳生男	8	番	江 川 慶 子
	9	番	渡 辺 豊 子	10	番	二 見 裕 子
	13	番	田 中 圭 介	14	番	河 合 弘 樹

欠席議員 なし

説明員	町	長	藤 原 敏 司	副 町 長	南	和 仁
	教 育	長	吉 田 茂 昭	総 合 政 策 部 長	田 中	耕 二
	総 務 部	長	永 橋 広 幸	総 務 部 理 事	井 口	雅 和
	住 民 部	長	山 本 浩 義	住 民 部 理 事	奥 村	光 男
	都市整備部	長	白 川 文 昭	都市整備部理事	坂 本	佳 弘
	教 育 次 長		巖 根 晃 哉	教 育 委 員 会	河 井	淳
	企画財政経営課	長	近 藤 政 則	企画財政経営課参事	竹 田	陽 介
	人 事 課 長		大 神 輝 光	税 務 課 長	仲 村	亮 彦
	産業振興課	長	朝 倉 優	まちづくり計画課 長	都 志	伸 仁
事 務 局	議会事務局	長	木 村 直 義	書 記	阪 上	高 寛

案 件

- 1) 令和8年度税制改正（案）について
- 2) 企業誘致の推進に係る基本方針について
- 3) その他報告
 - ・熊取町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について

議長（文野慎治君）皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、議員全員協議会にご出席を賜り、ありがとうございます。

本協議会には、町長ほか関係職員の出席をいただいております。

ただいまの出席議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議員全員協議会を開会いたします。

（「13時30分」開会）

議長（文野慎治君）本日の案件は、令和8年度税制改正（案）についてほか1件、その他報告が1件であります。

発言される方は、挙手の上、指名された後、起立し、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

また、本日の会議では、案件の終わられた方は会議の途中でも退席いただいて結構ですので、申し添えます。

それでは、案件1、令和8年度税制改正（案）についての件を説明願います。仲村税務課長。税務課長（仲村亮彦君）それでは、令和8年度税制改正（案）についてご説明させていただきます。

昨年12月26日に閣議決定されました令和8年度税制改正の大綱に基づき、現在国会に提出されております法案に関わる町税に関する主な改正の概要についてご説明させていただきます。

例年、国の改正どおり改正のほうさせていただいておるところでございます。

まず、1点目、個人住民税関係です。

物価上昇面における税負担の調整及び就業調整への対応として、個人住民税については、次の措置が講じられます。

改正内容につきましては、下の表のとおりとなっております。

まず、①につきましては、給与所得控除の拡充で、最低保障額が9万円引上げとなります。

②は、扶養親族や配偶者の所得控除を受けるための所得要件の緩和となります。それぞれ4万円の引上げとなります。

③は、学校教育法に規定する学校などの学生について、勤労学生控除を受けるための所得要件が4万円引上げとなります。

これらについては、令和9年度、令和8年中所得分の個人住民税からの適用となります。

④につきましては、ひとり親控除の額が3万円引き上げられます。こちらは、令和10年度、令和9年中所得分個人住民税の課税からとなります。

続きまして、2点目の固定資産税のほうでございます。

①新築住宅に係る税額の減額措置の延長についてでございます。

住宅取得者の初期負担の軽減を通じて、良質な住宅の建設を促進するため、新築住宅の税額の減額措置について、床面積要件を引き下げた上で、その適用期限を延長する内容となっています。改正内容につきましては、表のとおり床面積以外は変更はありません。なお、適用期限については、5年の延長となっています。

また、省エネ改修を行った住宅などの税額の減額措置についても、同様に床面積要件を引き下げた上で、その適用期限が延長となります。

次に、②の固定資産税の免税点未満の見直しについてです。

物価指数等の上昇を踏まえ、家屋及び償却資産について、令和9年度以後の固定資産税の免税点が引き上げられます。改正内容については、表のとおり家屋が10万円引上げ、償却資産が30万円引き上げられます。なお、土地に関しては地価の下落を鑑みて据置きとなっています。

続きまして、3点目の軽自動車税関係です。

軽自動車税の環境性能割の廃止についてでございます。

環境性能割は、燃費基準達成度に応じて車両の取得価格に2%までの税率で課税されておりますが、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため、令和7年度末をもって廃止されます。この廃止に伴う地方税の減収分につきましては、全額地方特例交付金によって措置されます。

以上が、主な税制改正の概要となります。

今後の予定ですけれども、現在国会で審議されている地方税法等の一部改正に伴い、税条例の一部改正を3月末に専決処分を行い、改正内容につきましては6月議会で報告させていただく予定でございます。

以上です。

議長（文野慎治君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件1、令和8年度税制改正（案）についての件を終了いたします。

議長（文野慎治君）次に、案件２、企業誘致の推進に係る基本方針についての件を説明願います。朝倉産業振興課長。

産業振興課長（朝倉 優君）企業誘致の推進に係る基本方針について、ご説明いたします。

まず、これまでの経過でございますが、令和７年４月より国の伴走支援制度の採択を受け、３名の地方創生支援官の方々にご協力をいただいております。この間、町内施設を見学していただいたり、町並みを見ていただきながら町の概要等を説明させていただき、理解を深めていただきました。その後も、資料記載のように協議を進め、数々のご助言や方針作成のヒントなどをいただきながら、私ども産業振興課と企画財政経営課、まちづくり計画課が共同で検討を進めてまいりました。

また、これに並行して地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、いわゆる未来投資促進法に基づく基本計画の策定に取り組んでまいりました。こちらの基本計画につきましても、現在国のほうで内容を精査いただいている段階で、今月下旬に承認される見込みとなっておりますので、承認されましたら改めて議員の皆様にお示しさせていただきたいと考えておりますので、今回は企業誘致の推進に係る基本方針についてをご説明させていただきます。

続いて、基本方針の具体的な内容でございますが、お手元の資料の１ページ、２ページの概要資料部分と並行しまして３ページ以降の基本方針（案）本編をご参照いただきながら説明させていただきます。

まず、１、趣旨・目的でございますが、本編３ページ以降も併せてご覧ください。

本町はこれまで住宅都市として発展してまいりましたが、新たな取組として良好な住環境との調和に留意しながら企業誘致を推進し、雇用創出や生活の利便性を向上させるとともに町税収入の増加を図り、持続可能で「住みやすく働きやすいまち」の実現を目指します。そして、今回策定するこの基本方針は、企業誘致に係る基本的な方向性を明らかにするものと定義しております。

次に、２番、本町の特徴（優位性）でございますが、①立地としましては、大阪府域の内陸部に位置し、東南海・南海トラフ地震による津波、台風時の高潮等による被害を受けないなど、事業継続の面からも安全・安心な場所に位置するとともに、地価公示データから周辺自治体に比べ安価な地価となっております。

②交通では、主要な道路として東西に国道170号大阪外環状線、南北に府道泉佐野打田線、府道泉佐野熊取線があり、鉄道ではＪＲ阪和線で大阪市内まで35分、関空まで15分の距離にあります。

③道路網では、先ほどの主要な道路に加え、泉佐野市界から国道170号の間にかけて都市計画道路大阪岸和田南海線の整備も進んでおります。

そのほかにも、④良好な住環境や⑤高等教育機関や研究機関の立地についても明記しております。

次に、３、現行の都市計画マスタープランの概要です。

本編は４ページからになります。

現状としては、都市計画区域1,724ヘクタールのうち、市街化区域が925ヘクタール、市街化調整区域が799ヘクタールとなっています。用途地域は、住居系が６地域と市街化区域の約８割が住居系で、次に、工業系１地域、商業系１地域となっております。

本編６ページからの全体構想では、都市づくり基本方針について安全で安心な住み続けたいまちづくり、緑豊かで快適な住環境のまちづくり、活力ある生き生きとしたまちづくりを公民連携により取り組むとし、土地利用の方針では特に環境調和ゾーンにおいて、都市基盤の整った緑豊かな市街地形成を誘導するとともに、市街化区域に隣接した一定以上の開発や国道等の広幅員道路沿いでは周辺環境と調和の取れた土地利用を検討するとしております。

次に、４、企業誘致の考え方（視点）です。

本編は７ページからになります。

（１）企業誘致の視点としまして、企業誘致の趣旨、目的及び特徴から本町の特性を維持しつつ、

幅広く企業を誘致することを基本的な方向性とします。その中で、特に①子育て世代の働きやすさ、②若者の地元就職の受皿、③本町の立地条件を生かせる企業、④国・大阪府の政策に連動した府域全体で誘致を推進する成長産業関連を重視したいと考えております。

2番、企業誘致を推進するエリア、本編8ページからですが、本町では民有地を活用した民間主導による企業立地を推進していきます。特定のエリアを限定しないことで、進出を検討する企業の業種や事業規模、立地環境に合わせた柔軟な拠点選定を可能とし、事業活動の円滑な展開に向け、個々のニーズに応じたきめ細やかな支援を行ってまいります。

その中で、①市街化区域における土地利用の誘導につきましては、市街化区域内において本基本方針に沿って雇用の創出や生活の利便性向上を図るため、一団の土地を利用した企業立地ができるよう将来のまちづくりの在り方や土地利用の誘導について検討してまいります。

②市街化調整区域における土地利用の誘導については、企業誘致に関しては一団の土地が必要であるものの、本町の地域特性上、市街化区域は既にその大半が土地利用されています。一方で、市街化調整区域は市街化を抑制する区域であり、原則として開発行為は認められていませんが、都市計画マスタープランにおいて、土地利用を検討できる区域として設定している区域や、市街化調整区域における地区計画運用指針に適合した区域では、都市計画提案制度に基づく地区計画制度の活用により、一定の土地利用ができるよう誘導を図ってまいります。

次に、5、経済的インセンティブですが、本町への進出を検討する企業の具体的な事業内容に応じて、国、大阪府、本町の制度、税制・金融・補助金などを有効に活用いただけるよう支援いたします。また、本町の制度についてはこの基本方針を踏まえた企業誘致をさらに推進できるよう、進出する事業者の意向等も踏まえながら柔軟に対応していきたいと考えております。

6、推進体制としましては、庁内の関係部局と綿密な情報共有や円滑な協議等の連携を図るとともに、進出を検討する事業者と丁寧な協議を行うためワンストップで対応してまいります。

今後のスケジュールとしましては、本日、議員全員協議会でご説明をさせていただいた後、今月下旬には地域未来投資促進法に基づく基本計画の策定、これは国の方針に基づき本町と大阪府が策定し、国の同意を得るもので、この同意が今月下旬に予定されており、その日をもって策定となります。この計画につきましては、冒頭でも述べましたように国の同意の後、改めて議員の皆様方にお示しさせていただきたいと考えております。

そして、今回説明させていただいております企業誘致の推進に係る基本方針につきましては、4月1日、令和8年度当初より施行してまいりたいと考えております。

以上、企業誘致の推進に係る基本方針の説明とさせていただきます。

議長（文野慎治君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。石井議員。

4番（石井一彰君）ご説明ありがとうございます。

今回の企業誘致の基本方針については、人口減少社会の中で雇用創出や税収確保を図るための取組としては評価するところではございますが、しかしながら、資料のほうを拝見しますと、誘致する企業の分野は幅広く、誘致するエリアも特定せず、また、具体的な産業用地の確保も示されておられません。そういった状況でございます。企業誘致というのは、自治体間の競争であり、どの自治体も企業を呼びたいと考えています。その中で、幅広く企業を誘致するという方針だけでは、他の自治体との競争には勝てないのではないかなと感じております。本町には、京都大学複合原子力科学研究所や、ほかに町内3大学という、ほかの自治体にはない強みがございます。例えば、ライフサイエンス、医療研究、先端技術など分野を明確にした戦略型の企業誘致を進めるべきではないかと考えております。

そこでお聞きします。熊取町では、これから何の企業が集まる町を目指していくのか。そして、本町としての明確な産業戦略についてお聞かせ願えますでしょうか。

議長（文野慎治君）朝倉産業振興課長。

産業振興課長（朝倉 優君）ありがとうございます。

今、お話ございましたように、確かに今回地域も特定せず、また、業種のほうも特定しておりません。その意味合いにおいて、まず1つは場所についてでございますが、本町のほうは産業集積地等もございません。また、企業を誘致できるような大きな町有地というものも存在しておりません。そのような中で、誘致の基本は民有地を活用した民間主導による企業誘致を基本としていきたいと考えております。また、業種につきましてもご指摘頂戴しておりましたが、こちらのほうも幅広に様々な業種の方々にお越しいただきたいという考えがございます。もちろん、熊取町の地域特性にちなんだ業種というものが望ましいとは考えておりますが、特に細かく限定することなく、幅広くご応募いただけたらと考えておるところでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）今回のこの地方創生伴走支援、国から優秀な方が3名かな、お越しいただいて、この1年かけてつくり上げてきた制度だと思うんですが、熊取町のことをよくご存じでない方が客観的に第三者の目線で熊取町を見ていただいて、また新たな熊取町の魅力というものを見つけ出していただけるのではないかなというふうには思っていたんですが、今の内容を聞くと、本当に特定の企業を誘致するわけでもなくというような内容でございました。最初に申し上げましたが、熊取町に大学が3つも4つもあるという利点を生かした提案もなく、正直言って少し本当に残念な思いがしております。

お話ありました、誘致するに当たっても市街化区域はもうほとんどないという。調整区域は原則開発できないですけども、ちょっとお話ありました地区計画の活用なりで新たに戦略的に創出していく可能性はあるんだとは思いますが、やっぱりそれも民業主導ということであります。もうちょっと、本当に町として提案していただけるのかなというふうに期待していたので、先ほど申し上げたとおり、少し本当残念な気持ちであります。それについて、ちょっともしご意見あればお願いいたします。

議長（文野慎治君）答弁求めます。朝倉産業振興課長。

産業振興課長（朝倉 優君）議員のほうで期待されていたお話というのは承りました。ただ、先ほども申し上げたのと同じ話になるのかもしれませんが、業種を限定してしまうと、その業種の方々しか迎え入れないというおそれもあるかと思えます。これまで、我々が想定しておらないような業種の方々に来ていただけるチャンスというものも生かしていきたいと考えておりますので、そのようなところで業種をあえて限定していないというところです。

ただ、また後日ご紹介させていただくと申し上げておりました地域未来投資促進法に基づく基本計画の中では、本町の特性を生かした業種ということで、こちらもどちらかというと幅広くは取っているんですけども、もともと本町のほう、例えば工業分野であれば繊維産業や金属加工業ございましたんで、そのようなところを中心に物づくり分野ということで指定をしているところもございますし、全く今の地域特性に触れない中での募集というわけではなく、それを生かしながらも幅広くというふうに考えておりますので、ご理解いただけたらと思います。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）概要を見させていただいても、地域特性ということで承認要件としての事業者分野というのが書かれております。本町の特産品であるタマネギや水ナス、フキ、里芋などや、あとブルーベリーなどを活用した農林水産分野であったり、あと繊維産業、タオルですね。そういった産業集積を活用した成長物づくり、あと幹線道路、インフラ活用した卸売、小売というようなのが承認要件となっております。この承認要件を見ると、別に目新しくはないのではないかなと、そのようには思っております。

あと、もう一つ聞きたいのは、地域伴走支援で誘致に当たってインセンティブですね。いろんな補助があると思います。熊取町のもともとある産業活性化基金であったり、ふるさと納税3.0以外

に投資促進融資制度とかというのがあると思うんですが、地域伴走支援に選ばれた熊取町だからこそ特別にあるインセンティブというのはあるんでしょうか。

議長（文野慎治君） 朝倉産業振興課長。

産業振興課長（朝倉 優君） 伴走支援の制度に本町が採択された、だからこそオンリーではないんですが、伴走支援官の中には経済産業省関係の方もいらっしゃいました。そのような方々のご助言から、先ほども申し上げた後日ご説明させていただく地域未来法に基づく基本計画、こちらの策定のほうを今回の方針策定と並行して行ってまいりました。この未来法の基本計画の中で、これまで本町はさほど大きな事業所、企業といいましょうか、そういったものの誘致ということはあまり想定はしていなかったんですけれども、この未来法の基本計画によりまして中堅企業ぐらゐまで誘致の対象となり得るといいましょうか、そのような規模も受入れできるようなそういったインセンティブが取れるようなものでございます。こちらのインセンティブが、具体的には税制であるとか、また、融資に際しての優遇措置、これは熊取町というよりは国または公庫等のそういった制度が活用できるものでございます。

詳細につきましてはまた後日ご説明の機会をいただければと思いますが、そのようなものは、これ、伴走支援の対象とさせていただいたがゆえに、経済産業省の方々からのご助言もあり実現に向けて動いたところでございます。

以上です。

議長（文野慎治君） 石井議員。

4 番（石井一彰君） 分かりました。とにかく、この伴走支援、今後も引き続き支援、応援というのはしていただけるんですかね。

議長（文野慎治君） 近藤企画財政経営課長。

企画財政経営課長（近藤政則君） この支援制度、以前ご説明したとおり、基本的には1年間限りのものということで当初始まっております。一方で、昨年末に内閣府から照会がございまして、継続を希望するかどうかということで照会がまいりました。こちらについては、先ほど来、産業振興課長が説明しておりますとおり熊取町の今後の重要な取組でもございますので、継続をお願いしております。あとは、予算の成立であるとか他の自治体からの要望、こういったものの兼ね合いになってこうようかと思ひます。

以上です。

議長（文野慎治君） 石井議員。

4 番（石井一彰君） 分かりました。ぜひ、引き続き支援していただけるよう働きかけをお願いいたします。

今回基本政策です。今後も支援していただくとして、さらにブラッシュアップしたものをまたご提案いただけることを期待して質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（文野慎治君） ほかに質疑はありませんか。二見議員。

10 番（二見裕子君） すみません、ちょっと土地の確保についてお聞きします。

企業誘致を推進するエリアというところのご説明あるかと思うんですけれども、市街化調整区域における土地利用の誘導については、ほとんど住宅地であつたりとか土地というのがもうないような状態の中で、2 点目に市街化調整区域における土地の誘導についてというところで、都市計画マスタープランにおいて土地利用を検討できる区域として設定している区域が、市街化調整区域における地区計画運用指針に適合した区域では、この市街化調整区域でも企業誘致ができるというふうに捉えたときに、大体町としては具体的にどの規模ぐらゐの土地を考えているんでしょうか。企業によるかとは思ひますけれども、どれぐらゐの土地というふうなイメージで考えているんですかね。その下にも、農地転用許可の手續にもというふうなことも載っていますので、そのあたりどれぐらゐの規模を考えているのか、分かりましたら教えてください。

議長（文野慎治君） 朝倉産業振興課長。

産業振興課長（朝倉 優君）現段階で今ご質問の規模というところは、特にどれぐらいの大きさというものは想定しているものではございません。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。企業がどれぐらいの土地を求めているかというところなのかなというふうなことですよね。スケジュール的に、じゃ企業誘致となった場合、まず土地というところになるかと思うんですけども、そのあたりはこれ設定すればどれぐらいのスケジュール感でやっていこうというふうな感じになっているんですかね。

議長（文野慎治君）都志まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（都志伸仁君）地区計画がその事業所から提案された場合、おおむね2年ほどで都市計画の決定が、円滑に進めば2年ほどで可能かなと思います。

以上です。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。じゃ大体2年ぐらいで計画出て、土地もというところですかね。はい、分かりました。ありがとうございます。

議長（文野慎治君）いいですか。ほかに質疑はありませんか。坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）先ほど石井議員もおっしゃられていましたけれども、ざくっと結局どんな企業を誘致するんやというのは、ほぼ何も書かれていないのは、まあ方針やからかなというところで理解いたします。

これ、具体的な案件が出てきた段階で交通、道路整備とか土地利用などの影響、議会でも議論するようになるという理解でよろしいですか。

議長（文野慎治君）朝倉産業振興課長。

産業振興課長（朝倉 優君）まず、組織的にこの4月よりと、先日ちょっと情報提供もさせていただいたかと思うんですけども、この企業誘致も含め、新しい担当のほうで行うということで、ワンストップでそれを進めていくという形になっております。そうした中で、事を進めながら必要によって情報提供等もなされるのではないかと考えております。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）そういう情報提供だけで、じゃこの議会の場でどうやこうやと議論するということはもうないということですか。

議長（文野慎治君）都志まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（都志伸仁君）議員への情報提供というところとはちょっと違うかもしれませんが、地区計画の策定に当たっては都市計画の審議会で審議を経て決定されていくものになります。そういう提案があったというところの情報については、提案があつてすぐというわけにはいきませんが、ある程度方向性が決まりまして住民の皆様にご意見募集、意見紹介などをするタイミングでは情報提供できるかなと思います。

以上です。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）方針のご説明ということで、ある一定いろいろ分からない部分は仕方ないのかなと思うんですが、ここに書かれているところで「町税収入の増加を図り」と書いている中でその後の説明で税の優遇措置というところも書いているので、ある一定大きな企業も視野に入っているのかなというところは僕の理解しているところなんですけれども、そういった大きい企業がもし仮に来るとなれば、やはり周りの住民にも影響はかなりあるのかなと。そういった中で、情報提供していきますというところでは、はい、そうですかみたいな、もちろんいろいろな住民からのご意見もあるでしょうから一定議会でも話す場を設けていただきたいなというところで思っております。

以上です。

議長（文野慎治君）答弁はいいですか。要望でいいですか。ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件2、企業誘致の推進に係る基本方針についての件を終了いたします。

議長（文野慎治君）続いて、その他報告が1件あります。

熊取町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画についての件を報告願います。河井教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河井 淳君）それでは、熊取町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画についてご説明いたします。

本計画は、いわゆる給特法と呼ばれる法律の第8条に基づき策定しております。給特法第8条では、当該教育委員会が服務を監督する教育職員に係る業務量管理、健康確保措置の実施に関する計画を定めるものとされております。

それでは、資料、本計画の概要のほうをご覧ください。こちらの概要版を基に説明してまいります。

1の「はじめに」の部分になります。

教育職員が自らの働き方を見直し、指導力を磨くとともに知識や想像力、人間性を高めることで、学校教育の質を向上させることを計画策定の趣旨としております。教育職員は誰を指しているのかにつきましては、計画内に表記の定義としてお示ししておりますが、管理職や首席、教諭といった一般的に教師と呼ばれる職員となります。教職員という表現は、教育職員に事務職員を含んだ捉えとしておりますので、本計画については教育職員、いわゆる教師に対する計画と捉えていただければと思います。

2番の町立学校における現状です。

令和3年3月に学校教職員の在校等時間の上限に関する方針として規則を定めたところですが、以降の取組により減少傾向ではあるものの依然として年間在校等時間が720時間を超える者、月の在校等時間45時間を超えている教職員が多数いる状況であり、対策が急務となっているところです。

そこで、3の計画を令和8年度から11年度と定め、4の目標を達成していきたいと考えているところです。

大きく2つの目標を上げております。1つ目は、時間外在校等時間そのものを縮小する目標となります。大きくは、月当たりの在校等時間45時間を超える者をゼロにするものと、年間在校等時間720時間を超える者をなくし、年間360時間以内に近づけていくものとしています。

2つ目の目標としては、ワーク・ライフ・バランスややりがいに関する目標となります。教育職員が休息を取りながら仕事と生活の調和が取れるよう、年次有給休暇の取得を促進するものとなります。また、教育職員が自身のストレス状況を把握するとともに、職場におけるストレス要因の把握及び改善を図るためストレスチェックを実施しています。心身の健康保持の増進と働きやすい職場環境の形成を通して、職場におけるストレス要因の軽減を進めていくための指標としております。

続けて、5番の実施する業務量管理・健康確保措置の内容となります。

先ほど申し上げました令和8年度から11年度の計画期間中の重点事項となります。大きく（1）から（3）まで取組として上げております。

（1）の業務の3分類を踏まえた業務の見直しとなります。

業務の3分類とは、文部科学省が働き方改革に係る指針の中で示しているものとなります。計画内では、2ページの表にてお示ししております。そちらのほうでも教師となっておりますが、教育職員と読み替えていただければと思います。

現在、学校で行っている業務を学校以外が担うべき業務、教師以外が積極的に参画すべき業務、教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務の3つに分類し、教師の負担軽減を目指す指針となっております。本計画では、学校以外が担う業務に係る取組として児童生徒の登校時間を教育職員の勤務時間に見合ったものにする、児童生徒の夜間などの対応を警察や安全パトロール隊に委ねる

こと等を示しております。また、保護者等からの過剰な苦情や要求に対して、現在も学校や教育委員会の相談先の1つとしていますスクールロイヤーの活用や新たな法務相談体制の整備に向けた検討を行うこととし、記載しております。

教師以外が積極的に参画すべき業務として、調査や統計等への回答の軽減に向け、校務支援システムの有効活用や学校事務体制の強化に向けた共同学校事務室の設置に向けた整備を進めること、また、部活動の負担軽減のため活動時間の適正化を図り、外部人材として部活動指導員の配置拡充を進めていることを計画しております。

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務として、授業準備等の負担軽減に向け、現在スクールサポートスタッフと呼んでいる人材の活用や校務支援システムの活用による負担軽減を、また、児童生徒や家庭への対応・支援としてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの全校配置の継続や関係機関との連携、人材の適切な配置を計画に上げているところです。

(2)の学校における措置の推進としては、以前は大幅に上回っていた年間の標準授業時数を真に必要な授業時数となるよう見直しを図り、指導体制に見合ったものにしていくことや、日々の教育活動の見直し、デジタル技術の有効活用、勤務時間外の留守番電話機能の継続活用を上げております。

(3)の教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組としては、全ての学校において労働安全体制を構築すること、時間外在校等時間が80時間を超える者に対する面接・指導、勤務間インターバルの確保、ストレスチェックの有効活用、健康問題に関する相談窓口の設置、有給休暇の取得促進等を計画として上げています。

最後の項目となります、6の関連する取組、今後のフォローアップでは、取組が着実な実行を図るため、継続して在校等時間の状況を把握し毎年度ホームページでの公表、教育委員会議や総合教育会議で報告させていただく予定としております。また、人材確保に向け関係部局や関係機関と共に取り組むこと、確実な実態把握を進めること、業務の持ち帰り等課題がある学校への個別支援や指導、研修の充実等を図っていくことを示しております。保護者や地域の理解促進のため、町長部局とも連携し、ホームページ等を通じて情報を発信することで、具体の項目について協力を得られるよう取り組むことと示しております。

以上の内容が、熊取町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画となります。報告とさせていただきます。

以上です。

議長（文野慎治君）その他報告が終了いたしました。質疑があれば承ります。質疑はありませんか。石井議員。

4番（石井一彰君）ありがとうございます。この令和6年度の実績でいきますと、ご説明ありました年間平均在校等時間が592時間であり、目標の360時間まで削減するには約230時間の削減が必要となっております。しかしながら、本計画ではICT活用や業務支援員の配置などは示されているものの、具体的にどの施策でどれだけの業務時間削減効果を見込んでいるのかが示されておられません。単なる努力目標でなく、実効性のある働き方改革を進めるためには数値に基づくロードマップが必要ではないかと考えます。

本計画によって、具体的にどれだけの時間外勤務削減を見込んでいるのか、教育委員会のお考えをお聞かせください。

議長（文野慎治君）河井教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河井 淳君）働き方改革につきましては、令和4年6月に熊取町立学校における働き方改革の進め方ということでホームページのほうにも示させていただいておりますが、そちらのほうの取組でお示ししております。その中では、制度構築によるもの、例えば留守番電話が開庁日の設定であったりとか外部人材の活用によるもの、スクールソーシャルワーカーであったりスクールサポートスタッフのことであったり、また、教育委員会の工夫、改善の中で会議の縮小であ

ったり研修会の効率化というもの、あと、校長等管理職のマネジメントによる削減の方法ということで、多岐にわたり様々な取組の中で削減していこうというふうに考えているところです。

ですので、今のところこれをしたらこれだけの時間が削減できる、例えば学校閉庁日を1日増やせば1日減るだろうと、その分の在校等時間とかが減っていくというのは具体には見えているんですけども、実際取組が多岐にわたっておるため、今この取組でこれだけ減るといふところの数値の具体化というのはできていない状況です。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）それは出すことは不可能ではないと思うんですけど。それぞれの時間によってこれだけ短縮できるということは出せるのではないかなと思うんですけど、難しいですかね。

議長（文野慎治君）河井教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河井 淳君）今後、どんな業務にどれぐらいの時間が要しているのかということとは把握していく必要があるなというのは感じているところです。その調査をすること自体もまた先生たちの負担につながってしまう可能性があるという中で、そこは慎重にしていかなければならないというふうには感じているところですが、この取組でこれを入れることによって実際時間が減るといふようなことは、例えば自動採点システム、中学校のほうでこれは導入しましたが、採点をするときにコンピューター上である程度採点ができる、その取組によって今まで3時間かかっていた採点が実際3分の1ぐらいになったとか、そういった具体の数字が出ているということもありますので、もう既に取り組んでいるものについては、なかなかどれぐらいの時間が削減できるというのは把握しにくいところですが、今後課題になっているところについては、時間を把握した上でどれぐらい削減できるかというのを考えていきたいというふうに思っているところです。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）今後のフォローアップについて、在校時間の状況把握をして町のホームページで公表となっておると思うんです。だからやっぱり、大ざっぱに在校時間だけを追い求めてしまうと、結果的には根本的な問題としては、やっぱり教員不足であったり業務量過多がこういう問題を起しているんだというのは現実だと思います。これをこのまま無理無理推し進めていって、校長先生がただ早く帰れ帰れといって帰らせてしまうと、結果的にはもう持ち帰りが増えるだけとしか到底思えないというのが現状なんです。それについては、答弁いただけますでしょうか。

議長（文野慎治君）河井教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河井 淳君）この計画を立てるときの趣旨としては、教育職員が自分の働き方を見直す、その中で指導力を磨くであったりとか知識や想像力、人間性を高めることで学校教育の質を向上させる、そこが一番の目標、ただ単に時間を減らすことが目標ではなくて、働きやすさとともに働きがいというところをどのように築いていくかというのは必要だなというふうには感じているところです。もちろん、校長先生任せというわけではないんですけども、どんな取組ができるのかというのとは一緒に考えながら進めていく必要があるなというのは重々感じているところです。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）今、日本の業務量過多というんですか、教職員の労働時間が長いというのは、先進国の中でもかなり異常だと言われております。ただ、そういった先生方も働きがいがあるのかどうかというアンケートを取ると、やっぱり「働きがいはある」という答えが非常に多いと。だから、逆にこの教職の世界というのは働きがい搾取と言われていたような世界だと思うんです。やっぱり先ほど答弁いただいたみたいに、働きがいというところをいうと、既にもう働きがいはあって仕事はされているんだと思うんですけど、実際根本的には成り手不足というのは、やはり現実的に成り手不足を解消するためには根本的な改革は必要だと、そのようには思っております。ここで言うたからいうて、どうなるものでもないのかなとは思いますが、一応。この数値を追い求めて、本当に教員の方にあまりプレッシャーにならないようにはしていただければなと、そのようには思

っております。

以上です。

議長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。坂上昌史議員。

5 番（坂上昌史君）計画の方向性は理解します。学校以外が担う業務というところも結構踏み込んで書かれていたので、これ実践していったら多少というか少なくなるのではないかなというふうに思っております。ただ、そういったところで地域の絡みとかも出てきて、これ全部学校にこういう計画を振ってしまうと、逆に学校の先ほど時間の把握とかも負担になるんじゃないかというお話あったんですけども、そういったところを教育委員会で担っていく、学校の負担を、この計画を進めることによって業務が増える分、教育委員会で担っていくというようなシステムをこれからつくっていくんでしょうか。それとも、もう学校に全部振っちゃうんでしょうか。

議長（文野慎治君）河井教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河井 淳君）今現在、学校と教育委員会と連携しながら取り組んでいる内容というのたくさんある中かなというふうに思っております。例えば、生徒指導対応の中で学校だけでは解決できない問題とかは教育委員会とも一緒にやっているというような現状もあったりでありますとか、地域のほうにお願いしたいというときには、学校運営協議会等も活用しながら学校と連携してできる場所はないだろうかということを模索しながら今進めているところかなというふうに考えているところです。全て学校任せというふうには思っておりません。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5 番（坂上昌史君）この計画する上で、学校の負担が過大にならないように気をつけてよろしく願います。

議長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。長田議員。

3 番（長田健太郎君）こういう条例や法律で勤務時間というのを削減しますと言ったことによって、その方々の、我々民間でしたら収入が極端に減るということもあるんですね。今回の時間592から目標360となった場合に、そういう収入面のこととかに変わりはないんですね。

議長（文野慎治君）河井教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河井 淳君）教職員の給料につきましては、給特法の中で基本的に残業というような時間の給料というのは発生しないようになっております。教職員の調整手当という形で、4%から5%の割合でつくというような形でもう既に配分されておりますので、給与面での変更というのはございません。

議長（文野慎治君）いいですか。ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

7 番（坂上巳生男君）5の実施する業務量管理・健康確保措置の内容の中の1のハのところ、教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務として、支援が必要な児童生徒・家庭への対応、これは基本的に教師の仕事なんだけれども、やはり負担軽減が必要だと、負担軽減を促進すべきだというふうに書かれているわけなんですけど、支援が必要な児童生徒、家庭への対応の業務を具体的にはどうやって軽減する方法なんでしょうか。

議長（文野慎治君）河井教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河井 淳君）今現在もう既に配置はしております。例えば、スクールカウンセラーであったりとかスクールソーシャルワーカー、こういった方の専門的な知識をいただきながら、教職員だけでは解決できないような課題であったりとか、そういったものを解決するということになってきます。そこに併せて、町の部局のほうの子育て支援課であったりとか貝塚子ども家庭センターとかと連携しながら、学校の先生だけでは足りない部分を補っていただくというような形での支援というふうに考えております。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7 番（坂上巳生男君）例えば、不登校の児童生徒が担任の先生の一つの課題だとした場合に、不登校児童への対応、例えば家庭を訪問するとかそういったことは、現時点ではその辺は担任の先生の判断

に任せられているのでしょうか。何か具体的な指針とかあるのでしょうか。

議長（文野慎治君）河井教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河井 淳君）そこは、まずは担当が主体的に考えるべきところかなというふうには考えています。ただ、担任だけに任せてしまうのではなくて、学校を全体の学校チームとしてやっぱり考える必要がありますので、学校の中でケース会議等を行う、その中で本当に担任が行くのがいいのか、それともスクールソーシャルワーカーに委ねて行っていただくのがいいのかというところは、重々学校の中での検討の上、進めているところだと考えております。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7 番（坂上巳生男君）分かりました。もう一点、その下のほうの（3）教職員の健康及び福祉の確保に関する取組のところで、11時間を目安とする勤務間インターバルの確保とありますが、これは具体的にはどういうことなのでしょうか。

議長（文野慎治君）河井教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河井 淳君）基本的には先生方、早く帰るといえることが必要かなとは思いますが、すけれども、やっぱり事案が発生した際とか何かトラブルがあったときには、帰る時間が遅くなってしまうということは重々考えられます。そのときに、例えば夜10時まで勤務が長引いてしまった、そういったときには次の朝11時間はやっぱり間を空けて勤務ができるように、先生ちょっとゆっくり来られるような体制を取りましょうというのがこのインターバルの考え方でお示しさせていただいております。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7 番（坂上巳生男君）それは、実際そういうふうになっているケースというものはあるんですか。

議長（文野慎治君）河井教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河井 淳君）今、実際なかなかそういったことで動いているというのは難しいなというのは課題だと感じているところですので、そのあたりもこの4年間の間に整理していきたいというふうに考えているところでございます。

議長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。田中議員。

13 番（田中圭介君）8 ページの学校における措置の推進の中で、時間外、留守番電話を継続して使用するとありますけれども、留守番電話機能自体をなくしてしまったほうがいいんじゃないかなと。大阪市内とか北摂のほうでは音声ガイダンスのみで、緊急用の多分ダイヤルがあると思うんですけれども、何か緊急用のことがあるならそれを使っただいて、もうそれ以外はガイダンスで、留守番電話をつけたらまたそれを聞いてその対応をしなければいけないと思いますので、これ自体を外してしまったらどうかなと思うんですけれども。

議長（文野慎治君）河井教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河井 淳君）すみません。記載の中では、留守番電話でメッセージが残るような形で感じてしまうんですけれども、実際はガイダンスのみという形になっております。緊急の場合には教育委員会のほうに、役場のほうに連絡いただくような形でご案内しておりますので。

以上となります。

議長（文野慎治君）田中議員。

13 番（田中圭介君）じゃ、こういう文字の入れ方は訂正していただいて分かりやすくしてください。

議長（文野慎治君）いいですか。ほかに質疑ありますか。渡辺議員。

9 番（渡辺豊子君）すみません、この計画につきましては数値的な目標が掲げられていて、かえって本当に余計にしんどくなるん違うかなというのを見て思ったんですけれども。そして、それをどうやってその目標を掲げるというか、解消するかというところが見えていないなと、この計画の中では思うんですけれども、例えば4の目標の2のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標について、ストレスチェックを行うということで、高ストレス者の割合を10%未満にするというふうに目標あるんですけれども、どうやってそうやって10%未満にするのかなという、その目標だけ

があつて、どう対応していくのかというのが何かちょっと。学校における措置というので右側には、今言われていたようにスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等とか言っていましたけれども、そうじゃなくて、何かあまりにも目標だけが表立っているような気がして、6番で結局その状況をホームページで公表したりとか実施状況を教育委員会に報告したりとか、またさらに研修を充実してとかいって、6番の今後のフォローアップとってあるんですけど、かえってしんどくなるような計画じゃないかなというふうに思うんですけども、その辺はどう捉えたらいいですか。教師の皆様がこの計画を見てどう思っておられるんでしょうか。

議長（文野慎治君）河井教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河井 淳君）先生方のストレスをどのように軽減していくのかということについては、この取組が全て即効性があつて有効だというふうには捉えておらず、この健康確保措置の取組自体をしていくことが、確実に進めていくことが先生たちの負担軽減、ストレスの軽減につながっていくというふうに考えているところですので、これを一つずつ実行していくことがまず大事だなというふうには思っております。

あと、先生たちの意見というところの中で、これまだ直接先生と私たちがお話しするような機会というのはないんですけども、やっぱり校長会の中でお話をさせていただいている中で、校長先生たちもやっぱりこの今の状況を見ていて、どこまで先生が業務なのか、それよりさらに研究の部分でつながってやっているのかという境目というのが、なかなかめり張りがついていないなというのは感じているというふうなお話を聞いたことがあります。

その中で、先生たちは研修をして自分のスキルを上げていくということはやはり必要なことだなと。これは、子どもたちに関わる以上必ず必要になってくることなので、やっていかないといけないんですけども、ここまではいい、ここから先は自己研さんのためにやっているんだというこの境目の部分をしっかりめり張りをつけてあげることで、一つ大きな軽減になっていく時間の管理、ここまでの時間内にこれをしないといけない、業務の責任を持ってこれをやるんだというようにところが明確になっていくのではないかなというふうな話はさせてもらったことはあります。なので、先生たちにとってもこの計画を実施していく中で、負担軽減につながるような取組の一つずつ確実にやっていく中で示していけたらというふうに思っておりますので、ご理解いただけたらと思います。

以上です。

議長（文野慎治君）いいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

議長（文野慎治君）ほかに何かあれば承ります。ございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、以上で議員全員協議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「14時31分」閉会）

以上の協議会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

文野慎治